

## パブリックコメント制度概要

### ■ パブリックコメントの目的

企業団の政策策定の過程における意思決定の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、住民のみなさまの事業運営への参加を促進し、住民のみなさまとの協働による開かれた事業運営に寄与することを目的としています。

### ■ パブリックコメントの対象

対象は以下の通りです。

1. 住民のみなさまの生活に直接影響を与える条例の制定及び改廃
2. 企業団の基本的な施策に関する計画、指針等の策定及びこれらの重要な改廃

### ■ パブリックコメント制度のルール

「群馬東部水道企業団パブリックコメント実施要綱」により定められています。

### ■ 意見の募集

意見の提出者の要件は、以下の通りです。

1. 企業団の給水区域内に住所を有する人
2. 企業団の給水区域内に事務所や事業所を有する人
3. 企業団の給水区域内の事務所や事業所に勤務する人
4. 企業団の給水区域内の学校に在学する人
5. 企業団に水道料金の支払をしている人
6. パブリックコメントの事案に利害関係がある人

パブリックコメント手続は、対象となる計画等に対して、住民の皆さんから直接賛否を問うために行うものではありませんので、注意してください。

また、個々の意見等に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

計画等の案作成



公表内容 ※第4条

- ・ 計画等の案
- ・ 趣旨及び目的
- ・ その他必要な資料

公表方法 ※第5条

- ・ 所管課窓口等
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 広報誌への掲載

意見募集（原則 30 日以上）※第6条

- ・ 文書の郵送または持参、FAX、電子メール等
- ・ 氏名、住所、電話番号等の記載

意見を考慮し、計画等の案を決定 ※第7条

寄せられた意見の概要企業団の考え方の公表 ※8条

- ・ 意見の概要
- ・ 意見に対する企業団の考え方
- ・ 修正の内容（理由）
- ・ ホームページへ掲載